

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月31日

【会社名】 日立ツール株式会社

【英訳名】 Hitachi Tool Engineering, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中啓一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目2番1号

【電話番号】 03-6858-2201

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門・CSR担当 山口徹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番1号

【電話番号】 03-6858-2201

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門・CSR担当 山口徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年7月27日開催の取締役会において、日立金属株式会社(以下「日立金属」といいます。)を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 本株式交換の相手会社について

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成24年3月31日現在)

商号	日立金属株式会社
本店の所在地	東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表者の氏名	代表執行役 執行役社長 藤井 博行
資本金の額	26,284百万円
純資産の額	(連結)240,395百万円 (単体)140,521百万円
総資産の額	(連結)579,862百万円 (単体)406,364百万円
事業の内容	高級金属製品、電子・情報部品、高級機能部品の製造と販売

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

連結会計年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(百万円)	431,683	520,186	556,914
営業利益(百万円)	13,349	43,143	44,867
経常利益(百万円)	10,033	37,591	44,288
純利益(百万円)	1,937	22,204	17,886

(単体)

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(百万円)	242,127	301,663	345,569
営業利益又は営業損失()(百万円)	753	12,761	9,014
経常利益(百万円)	181	11,996	21,439
純利益又は純損失()(百万円)	1,657	7,655	13,550

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成24年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社日立製作所	52.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4.33
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	3.06
ノーザン トラスト カンパニー	2.53

(4)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	日立金属は、当社の発行済株式総数(27,514,802株)の51.37%に相当する14,134,673株(間接保有分101,500株を含みます。)を保有しております。
人的関係	日立金属の事業役員1名が当社の取締役を兼任しております。 日立金属の事業役員1名が当社の監査役を兼任しております。 両社は相互に社員の出向を行っております。
取引関係	日立金属は、当社の製品を購入しており、一方の当社は日立金属から原材料等を購入しております。 また、キャッシュプールシステムによる資金取引を行っております。

2. 本株式交換の目的

日立金属は、創業以来、「最良の会社」を具現し社会に貢献するという経営理念のもと、「質にこだわる経営」を実践し、オリジナリティ溢れる商品でよりよい社会の実現に貢献し成長し続けることを追求してまいりました。高機能材料分野において、それぞれにコア技術を持つ3つの事業セグメント「高級金属製品」(特殊鋼・圧延用ロール・軟磁性材料・切削工具)、「電子・情報部品」(マグネット・情報通信部品)、「高級機能部品」(自動車用鋳物・配管機器・設備建築部材)を有しており、それぞれのコア技術を活かし、自動車・エレクトロニクス・産業インフラの各分野で、グローバルに事業を展開しています。昨今、世界各国・地域において低炭素社会の実現に向けた取り組みが進む中、環境親和製品に経営資源を集中し、その開発と市場投入を加速するとともに、企業体質の強化に取り組み、持続的に成長することをめざしています。

当社は、開発技術を基盤に、お客様と社会に貢献することを経営理念として、高精度・高能率・高速加工を可能とする最新工具を提供してまいりました。日立金属は、現在、当社の発行済株式総数の51.37%(間接所有分を含みます。)の株式を保有して当社を連結子会社としており、両社は、研究開発・販売面における緊密な協力関係を保ち、その経営資源を相互に有効活用することで、日立金属グループ全体として、高品質な製品及びサービスの提供を通じた企業価値向上を図ってまいりました。

しかしながら、昨今、外部環境が急激に変化しており、両社が事業を行ってきた市場領域もますます競争が激しくなっていくことが予想されます。現在、両社はそれぞれ工具鋼、超硬工具の事業を行っておりますが、両社の持続的な成長を実現するためには、製品開発から販売に至る全ての過程においてより一層の相互の経営資源の有効活用により、両社それぞれのグローバル体制の構築、新製品開発力、販売力の強化が必要であるとの認識に至りました。

このような認識に基づき、日立金属グループの事業を確かなものとし、さらなる企業価値の向上を図るためには、当社を完全子会社化することによって、日立金属の工具鋼・金型材及び当社の工具・表面処理等の分野におけるそれぞれの経営資源を活用し、相乗効果を追求することが最善と判断いたしました。

具体的には、以下のとおりです。

日立金属の工具鋼事業及び当社の超硬工具事業においては、市場の求める材料開発から加工までのトータル・ソリューションの提供が可能となります。

生産及び営業面においては、日立金属のグローバルネットワークを活用することにより、当社の超硬工具事業のさらなるグローバル拡販、顧客基盤拡大への対応が可能となります。また、当社の販売網の活用により、日立金属の工具鋼をはじめとする高級金属製品の顧客基盤の拡大が可能となります。技術面においては、両社の技術を融合させることにより、環境親和製品の開発から市場投入までのスピードアップを図ることが可能となります。

新分野の立ち上げにおいては、日立金属が今後成長を期待し、注力している航空機・エネルギー関連における難切削分野でも、当社の高性能工具の販売拡大が期待できます。

資金政策においては、当社が日立金属の完全子会社となることで、より大規模な投資に際しても日立金属グループ全体の柔軟な資金対応が可能となります。

日立金属においては、販売拡大のみならずグループとしての企業価値の向上が図れると考えております。

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

日立金属を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、日立金属については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。当社については、平成24年9月26日に開催予定の当社の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日立金属株式会社 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.00

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、日立金属株式1.00株を割当て交付します。ただし、日立金属が保有する当社株式14,033,173株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

日立金属は本株式交換により、日立金属株式13,423,947株を割当て交付いたしますが、交付する日立金属株式には日立金属が保有する自己株式(平成24年6月30日現在14,112,470株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時(以下「基準時」といいます。)において有することとなるすべての自己株式(平成24年6月30日現在57,682株)(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく当社株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を基準時において消却する予定です。本株式交換により日立金属が交付する株式数は、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日立金属の単元未満株式(1,000株未満)を保有することとなる当社の株主の皆様(平成24年6月30日現在の当社の株主は5,612名ですが、そのうちの7割程度の株主が日立金属の単元未満株式のみを保有することとなるものと考えられます。)は、日立金属株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度(1,000株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、日立金属に対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

会社法第194条第1項及び日立金属の定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、日立金属に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元(1,000株)となる数の株式の売渡しを請求することができる制度です。

(3)その他の本株式交換契約の内容

当社が日立金属との間で平成24年7月27日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

日立金属株式会社（以下「甲」という。）と日立ツール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるところである。

株式交換完全親会社（甲）

商号：日立金属株式会社

住所：東京都港区芝浦一丁目2番1号

株式交換完全子会社（乙）

商号：日立ツール株式会社

住所：東京都港区芝浦一丁目2番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に1を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年11月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認等）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 前二項に定める手續は、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会において、基準時までに有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を消却する旨の決議を行うものとする。

第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり7円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、甲において会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数を超える株式を有する株主による反対の通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の決議による承認が受けられなかったとき、効力発生日の前日までに本契約について乙の株主総会の決議による承認が受けられなかったとき、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定める関係官庁等の許可等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成24年7月27日

甲 東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立金属株式会社
代表執行役
執行役社長 藤井 博行

乙 東京都港区芝浦一丁目2番1号
日立ツール株式会社
代表取締役社長 田中 啓一

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1)算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日立金属は大和証券株式会社(以下、「大和証券」といいます。)を、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

大和証券は、日立金属及び当社の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(平成24年7月26日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立金属株式及び東京証券取引所市場第一部における当社株式のそれぞれの、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値平均値を採用して算定しています。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を採用いたしました。

日立金属株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.81～0.84
DCF法	0.82～1.02

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて両社の事業計画及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

一方、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、日立金属及び当社の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析(平成24年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立金属株式、東京証券取引所市場第一部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1週間、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。)を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下、「DCF分析」といいます。)による算定を行っております。

日立金属株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.84～0.89
類似企業比較分析	0.74～1.00
DCF分析	0.85～1.20

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成24年7月25日までの上記情報を反映したものであります。

なお、DCF法及びDCF分析による算定の基礎として、日立金属が大和証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提供した利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、DCF法及びDCF分析による算定の基礎として、当社が大和証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提供した利益計画では平成26年3月期において大幅な増収、及びそれに伴う増益を見込んでおります。これは、足元の欧州の財政不安等による世界的な景気の停滞や、急激な円高進展により、引き続き厳しい外部環境が継続するものの、新興国における製品の拡販、金型・難削分野における新製品の投入等を通じた収益拡大に加え、生産の海外シフトに伴う円高への対応やコスト削減等により業績が向上すると考えたためです。

(2)算定の経緯

日立金属及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記3.(2)記載の株式交換比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成24年7月27日に開催された両社の取締役会にて本株式交換比率によって本株式交換を行うことを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

(3)算定機関との関係

日立金属のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)である大和証券は、日立金属及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、当社のフィナンシャル・アドバイザー(算定機関)である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、日立金属及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日立金属株式会社
本店の所在地	東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表者の氏名	代表執行役 執行役社長 藤井 博行
資本金の額	26,284百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	高級金属製品、電子・情報部品、高級機能部品の製造と販売

以上